

【件名】新型コロナウイルス関連情報（3月31日）

【領事窓口の業務日及び受付時間の変更について】

在ニューヨーク日本国総領事館では、3月31日（火）より当面の間、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を更に短縮しています。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10:30～13:00（査証申請受付：12:00～13:00）

3 電話受付

月曜日～金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がございましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。NY市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

【州政府等による措置等のポイント】

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ

- ・本3月31日にクオモNY州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。
- － コロナウイルスとの戦いは長いものとなる覚悟を持つ必要がある。この戦いを勝ち抜くためには、個々の自律心(Individual Discipline)、国が一致団結することなどが重要である。そのためにも、州民は

他者と距離を取ることを徹底してほしい。

- NY市には、160の私立病院、11の公立病院があり、別々のネットワークとなっていた。しかし、許容量を超えている公立病院もある現在、私立・公立の関係なく、それらを統合して運営を行う必要がある。

◎ (NY州) 薬局の送料無償化、車検期限の延長

- ・薬局内での感染拡大を防止するため、薬局による送料の無償化が合意されました。
- ・州自動車局の窓口閉鎖に伴って、3月31日以降に車検の期限をむかえる場合は、同期限が延長されることとなりました。

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ

- ・本3月31日にデブラシオNY市長が発信したメッセージの一部は以下の通りです。
- 現在20000床あるベッドも、近い将来3倍の数が必要となる見込みである。
- ベッド数を増やすため、ビリージーンキング・ナショナルテニスセンターを野外病院として利用して、350床を確保する。この病院は、コロナウイルス以外の患者のケアを行う。
- 多くの市民が他者と距離を取ることを実践してくれているが、残念ながら、それが徹底されておらず混み合っている10のプレイグラウンドを今夜閉鎖する。

◎ (PA州) 大規模災害宣言、自宅待機令の拡大

・昨3月30日、トランプ大統領はPA州に対して大規模災害宣言 (Major Disaster Declaration) を宣言しました。

・本3月31日、ウォルフPA州知事は、本31日午後8時以降キャメロン郡、クロウフォード郡、フォレスト郡、フランクリン郡、ローレンス郡、レバノン郡、サマセット郡を自宅待機 (Stay at Home) の行政命令の対象に追加することを発表しました。現在発令済みのフィラデルフィア市、バックス郡、チェスター郡、デラウェア郡、モンゴメリー郡、モンロー郡、アルゲニー郡 (以上3月23日から)、エリー郡 (3月24日から)、リーハイ郡、ノーサンプトン郡 (以上3月25日から)、バークス郡、バトラー郡、ラッカワナ郡、ランカスター郡、ルザーン郡、パイク郡、ウェイン郡、ウェストモアランド郡、ヨーク郡 (以上3月27日から)、ビーバー郡、センター郡、ワシントン郡 (以上3月28日から)、カーボン郡、カンバーランド郡、ドーフィン郡、スクーカル郡 (以上3月30日から) と合わせて33の地区が自宅待機の行政命令の対象となります (いずれの地区についても4月30日 (木) まで有効)。

行政命令の詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-sec-of-health-extend-stay-at-home-orders-to-seven-additional-counties-33-counties-now-ordered-to-stay-home/>

(WV州)

・本3月31日、ジャスティスWV州知事は、PPE (個人防護服) の確保等、新型コロナウイルスへ十分に対応することを目的に、必要不可欠でない医療処置を停止する行政命令に署名した旨発表しました。本行政命令は4月1日0:00より発効いたします。

詳細は下記リンクをご参照ください。

<https://governor.wv.gov/Documents/E0%2016-20electiveprocedures.pdf>

・また、ジャスティス州知事は、WV州外からの新規訪問者がWV州内の民間のキャンプ場を利用することを停止する行政命令に署名した旨発表しました。本行政命令は4月1日0:00より発効いたします。詳細は下記リンクをご参照ください。

<https://governor.wv.gov/Documents/E0%2015-20campgrounds.pdf>

◎（米領バージン諸島）

・昨3月30日、米領バージン諸島のブライアン知事は発出済みの行政命令を延長すること発表しました。これにより、非常事態宣言は5月12日（火）まで、自宅待機令及び必要不可欠な業種以外の閉鎖を指示する命令はいずれも4月30日（木）まで延長となりました。

行政命令の詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.vi.gov/governor-bryan-extends-state-of-emergency-to-april-30-stay-at-home-order-business-closures-remain-in-effect/>

◎現在、NY州、NJ州、WV州、DE州、CT州（フェアフィールド郡）全域、PA州の一部で自宅待機令（Stay at Home Order）が有効です。つきましては、在住・滞在中の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から6フィート（約1.8メートル）離れて活動するようお願いします。各州の新型コロナウイルスに関する最新情報は下記サイトからご確認頂けます。

ニューヨーク州

<https://coronavirus.health.ny.gov/home>

ニュージャージー州

<https://covid19.nj.gov/>

ペンシルベニア州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Coronavirus.aspx>

ウエストバージニア州

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

デラウェア州

<https://coronavirus.delaware.gov/>

コネチカット州フェアフィールド郡

<https://portal.ct.gov/Coronavirus>

（注）連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎中小企業支援関連情報

・各州等の中小企業支援に関する情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染、予防等に関する情報】

1 3月31日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。()内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 75,795名(66,664名)、死者数 1,550名(1,227名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 43,139名(38,087名)、死者数 932名(914名)
NY市の内訳(判明分)

クイーンズ区： 13,576名(11,868名)

ブルックリン区： 10,904名(9,521名)

マンハッタン区： 6,446名(5,877名)

ブロンクス区： 7,625名(6,830名)

スタテン島区： 2,314名(2,091名)

ウエストチェスター郡： 9,967名(9,326名)

○ニュージャージー州：感染者数 18,696名(16,636名)、死者数 267名(198名)

○ペンシルベニア州：感染者数 4,843名(4,087名)、死者数 63名(48名)

○デラウェア州：感染者数 319名(264名)、死者数 10名(6名)

○ウエストバージニア州：感染者数 162名(145名)、死者数 1名(1名)

○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 1,445名(1,445名)、死者数 21名(21名)

○プエルトリコ：感染者数 239名(174名)、死者数 8名(6名)

○バージン諸島：感染者数 30名(30名)

2 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置、各州等HP(ホットライン)及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。

新型コロナウイルス関連情報：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

3 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしく申し上げます。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。)

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお

伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後，（212）888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
